

第2次広島市地域共生社会実現計画の 基本理念及び取組体系等（案）

1 次期計画の基本理念及び取組体系等の設定の考え方

- 第1回全体会議における「現行計画の振り返り」や「資料1 計画策定に向けた課題への対応」の整理等を踏まえ、次期計画では、現行計画において推進してきた地域共生社会の実現に向けた取組を更に充実・強化していくため、現行計画の基本理念及び取組体系等を踏まえた上で、特に以下の2つの視点を意識して取り組むこととしたい。

【地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進】

地域での支え合い意識が低下する中、「共助」の仕組みづくりを促進するため、地域コミュニティ活性化ビジョンに基づくひろしまLMOづくりに向けた取組や、地区社会福祉協議会が実施している地域団体等との連携活動への支援を強化する。

【包括的な支援体制の充実・強化】

地域における身近な相談窓口の充実、複雑化・複合化した課題等への的確な対応を行うため、重層的支援体制整備事業の実施など、地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築に向けた取組を拡充する。

- なお、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、社会福祉法において、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定める計画の策定が努力義務とされたため、次期計画において、同事業の提供体制に関する事項等を定めることをもって当該計画に位置付けることとしたい。
- また、取組体系等については、今後の本会議での御意見や他の福祉分野個別計画の策定・評価の状況と整合を図りながら、適宜修正していくこととしたい。

2 次期計画の基本理念（案）

現行計画	市民の誰もが住み慣れた地域で、 行政との協働の下 、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現
次期計画(案)	市民の誰もが住み慣れた地域で、 あらゆる主体の協働の下 、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現
【変更理由】 地域共生社会の実現に向けては、行政施策の充実はもとより、市民・地域団体・事業者・NPO法人・ボランティア団体・行政といったあらゆる主体の活動が重要であり、また、こうした主体が相互に連携・協働することで、地域生活課題の解決に向けて、より効果を発揮できることから、その考え方を明確化する。	

	平成16－20年度 (2004-2008年度)	平成21－30年度 (2009-2018年度)	令和元－5年度 (2019-2023年度)	令和6－10年度 ※予定 (2024-2028年度)
	地域福祉計画		地域共生社会実現計画	
	(第1次)	(第2次)	(第1次)	(第2次)
基本理念	(目標) 住民自らが主体となり、行政等と連携して、地域の生活課題の解決に取り組むための仕組みづくり	高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もが住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れる地域社会の実現	市民の誰もが住み慣れた地域で、行政との協働の下、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現	

3 次期計画の取組体系等（案）

○ **新**・**拡**については、施策の充実を図るに当たって、新たな視点等が加わる取組項目。

取組体系	取組項目
1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備	在宅福祉サービスの充実・強化 福祉機器の活用の促進 福祉サービスを担う人材の確保・育成
2 地域で支え合う「共助」 の仕組みづくりの促進	支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進 新 地域団体等の連携による持続可能な地域コミュニティづくりの促進 社会参加・交流の促進
3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築	地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備 拡 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 拡 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備
4 民間との連携・協働による地域福祉の推進	社会福祉法人等による公益的活動の促進 民間企業等との協働による地域福祉活動の展開
5 安心して暮らすことができる生活環境の整備	住宅・居住環境の整備 福祉のまちづくりの推進 権利擁護の推進 貧困の状況にある世帯への支援の充実 要支援者の避難支援等の推進

3 次期計画の取組体系等（案）

- 以下の取組の方向性は、現行計画の内容を基に記載しており、今後、次期計画へ記載する内容を整理していきます。なお、前頁に掲げた「新たな視点等が加わる取組項目」については、その考え方等を記載しています。

取組体系 1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備

取組項目 1 在宅福祉サービスの充実・強化

取組の方向性

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護サービスの提供体制の充実や障害福祉サービスの更なる基盤整備に努める。

- ・ 介護サービスの提供体制の充実
- ・ 障害福祉サービスの提供体制の充実
- ・ 児童福祉サービスの提供体制の充実

取組項目 2 福祉機器の活用の促進

取組の方向性

高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、補装具費や日常生活用具の給付を行うとともに、利用者が適切な福祉用具を選択するために必要な情報が入手できる環境整備などに取り組む。

- ・ 日常生活用具等の給付
- ・ 福祉用具選択の環境整備
- ・ 介護機器の導入促進

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系 1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備

取組項目 3 福祉サービスを担う人材の確保・育成

取組の方向性

福祉サービスの量の確保や質の向上を図るため、各種研修会や処遇改善、啓発活動、労働環境整備の促進による、人材の確保と質の高い人材の育成、定着の支援に努める。

- ・ 処遇改善や労働環境の整備
- ・ サービスの質の確保と向上に向けた支援
- ・ 就業促進に向けた支援

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

（旧：地域で支え合う「共助」としての福祉コミュニティの構築）

【変更内容】

支え合いの意識づくりや地域コミュニティづくり、社会参加・交流の促進の3つの取組項目を包含する取組体系として、より分かりやすい表現に改める。

取組項目1 支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進

取組の方向性

研修会等の開催や地域の担い手同士の交流、地区社会福祉協議会が策定する福祉のまちづくりプランの策定支援といった、地域での支え合いの意識の醸成や地域福祉活動への住民の主体的かつ継続的な参加への支援に取り組む。

- ・ 支え合いの意識の醸成
- ・ ICTを活用した情報提供
- ・ 安心・安全な地域活動

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

取組項目2 **新** 地域団体等の連携による持続可能な地域コミュニティづくりの促進

【変更内容】

地域コミュニティ活性化ビジョンに基づくひろしまLMOづくりに向けた取組や、地区社会福祉協議会が実施している地域団体等との連携活動への支援といった地域団体等の連携に係る支援を、取組項目として体系的に位置付ける。

取組の方向性

「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」という持続可能な地域コミュニティの実現に向けた市民主体のまちづくりを促進し、地域福祉活動の推進を図るため、地域団体等の連携に係る支援に取り組む。

- ・ 地域団体等の連携支援
- ・ 地域福祉活動の多世代化・多分野化

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進

取組項目3 社会参加・交流の促進

取組の方向性

高齢者や障害者、子育て世帯等が孤立しないよう、地域住民が活動や交流を行うために必要となる拠点の確保等に要する費用の補助や公共施設の柔軟な運営・管理に取り組み、ふれあい・いきいきサロン等の地域福祉活動拠点の整備・拡大を図るとともに、外出機会の創出を支援する取組の推進により、社会参加・交流を促進する。

- ・ 地域福祉活動の運営支援
- ・ 地域福祉活動拠点の整備・拡大
- ・ 公共施設の利用促進
- ・ 社会参加に向けた取組の推進

※ 従来、旧「取組項目2 福祉コミュニティの拠点づくり等への支援」に位置付けていた施策の多くは、本取組項目に再掲で位置付けており、次期計画では本取組項目に統合することとしたい。

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築

取組項目1 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備

取組の方向性

地域住民に身近な町内会・自治会や民生委員・児童委員等が要援護者を主体的に見守り、問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境を整備する。

- ・ 地域団体活動の促進
- ・ ボランティア活動の促進
- ・ 各種制度を活用した地域活動方法の構築

取組項目2 **⑧** 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

取組の方向性

地区社会福祉協議会を中心とした、町内会・自治会や民生委員・児童委員等が活動を通して把握した地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、助言等を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制の整備を、市・区社会福祉協議会と連携して支援する。

- ・ 地区社協活動の運営支援
- ・ **地区社協活動拠点の充実・強化**
- ・ 保健師地区担当制の推進

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系3 地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築

取組項目3 **④ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備**

取組の方向性

単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題や制度の狭間といった課題等に対して、地区担当保健師や地域包括支援センター等の支援関係機関が協働して支援できる体制を整備するため、**多機関協働の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置し、重層的支援体制整備事業の実施による包括的な支援体制を整備する。**

- ・ 相談支援機関の充実・強化
- ・ 相談支援機関等による分野横断的なネットワークの構築
- ・ **多機関協働機能の充実・強化**
- ・ **重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備**

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系4 民間との連携・協働による地域福祉の推進

取組項目1 社会福祉法人等による公益的活動の促進

取組の方向性

市・区社会福祉協議会が行っている地区社会福祉協議会を中心とした地域活動への支援などの取組について、更なる充実・強化が図られるよう、活動基盤・体制強化への支援を行う。

- ・ 市社会福祉協議会の活動基盤・体制の充実・強化
- ・ 社会福祉法人等による地域における公益的な取組への支援

取組項目2 民間企業等との協働による地域福祉活動の展開

取組の方向性

民間企業等と協定を締結し、民間企業等の日常業務の中で把握した高齢者等の異変等に関する情報を提供してもらうなど、地域における見守り・支え合い活動等を促進する。

- ・ 包括連携協定の締結による地域福祉活動の促進

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系5 安心して暮らすことができる生活環境の整備

取組項目1 住宅・居住環境の整備

取組の方向性

高齢者や障害者等向けの住まいの現状や動向等を踏まえ、住まいに関する適切な情報提供や相談支援、住宅改修への支援等に取り組む。

- ・ 住宅確保要配慮者の居住確保等に向けた支援
- ・ 安心・安全な在宅生活に向けた支援

取組項目2 福祉のまちづくりの推進

取組の方向性

高齢者や障害者等が住み慣れた地域において、より安全・快適に暮らすことができるよう、公共施設や公共交通のバリアフリー化など、ハード・ソフトの両面からの福祉のまちづくりを推進する。

- ・ バリアフリー化の促進
- ・ ユニバーサルデザインの導入促進

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系5 安心して暮らすことができる生活環境の整備

取組項目3 権利擁護の推進

取組の方向性

認知症、精神障害、知的障害等により判断能力が不十分である人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、権利擁護の推進に取り組む。

- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 福祉サービス利用援助事業の利用促進
- ・ 虐待の防止等の取組推進

取組項目4 貧困の状況にある世帯への支援の充実

取組の方向性

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者や生活保護受給者、ひとり親家庭等に対し、福祉・雇用・教育等に関する支援を包括的に実施する。

- ・ 自立相談支援機関の設置・運営
- ・ 生活困窮世帯等への総合的支援

3 次期計画の取組体系等（案）

取組体系5 安心して暮らすことができる生活環境の整備

取組項目5 要支援者の避難支援等の推進

取組の方向性

高齢者、障害者等で災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できる体制を整備する。

- ・ 避難行動要支援者の避難支援の取組推進
- ・ 情報伝達体制の充実